

財団法人 日本特産農作物種苗協会

寄 附 行 為

平成 18 年 4 月

財団法人 日本特産農作物種苗協会寄附行為

昭和43年12月3日 設立許可
農林省指令43蚕園第1765号
昭和53年3月14日 一部改正
農林省指令53農蚕第1156号
昭和53年8月21日 一部改正
農林水産省指令53農蚕第5737号
昭和54年8月29日 一部改正
農林水産省指令54農蚕第5483号
平成11年7月19日 一部改正
農林水産省指令11農産第4179号
平成18年4月21日 一部改正
農林水産省指令18生産第82号

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この協会は、特産農作物について、原種苗の生産配布等優良種苗の安定的な供給を確保するための事業を行うことにより、特産農作物の生産の振興及び関連加工業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協会は、財団法人日本特産農作物種苗協会と称する。

(事務所)

第3条 この協会は、主たる事務所を東京都港区赤坂二丁目4番1号に置く。

2 この協会は、従たる事務所を次の地に置く。

(1) 網走特産種苗センター 北海道網走郡大空町女満別湖南129番地

(2) 十勝特産種苗センター 北海道中川郡幕別町5-10

(事 業)

第4条 この協会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特産農作物の原原種及び原種の生産配布を行うこと
- (2) 特産農作物の種苗の収集保存を行うこと
- (3) 特産農作物の種苗に関する調査及び試験研究を行うこと
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産

(資産の構成)

第5条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初における別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄 附 財 産
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 国 庫 補 助 金
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 この協会の資産は、これを基本財産及び普通財産に区分する。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成し、これを処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、この協会の事業を行うため、やむを得ない理由がある場合には、理事会において理事の4分の3以上の同意を得て、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 前条第1号に掲げる財産のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産をもって構成する。

(資産の管理)

第7条 この協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、この寄附行為に定めるもののほか、理事会の定めるところによる。

2 資産のうち現金は、次の方法により管理しなければならない。

- (1) 理事会で定める金融機関への預金
- (2) 理事会で定める有価証券の保有
- (3) 理事会で定める金融機関への金銭信託

第 3 章 役員等

(役員)

第 8 条 この協会の役員として、理事 5 人以上 9 人以内、監事 2 人を置く。

2 理事のうち、1 人を理事長とするほか、1 人又は 2 人を専務理事とする。

理事のうち、理事会の議決を経て、常勤の理事に給与を支給することができる。

(役員を選任)

第 9 条 役員は、評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事のうちから互選する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、同一親族(3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員の職務)

第 10 条 理事長は、この協会を代表し、この協会の業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐してこの協会の常務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、理事会の定めるところにより、この協会の業務を執行する。

4 監事は、民法第 59 条に規定する業務を行う。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とする。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員が任期満了又は辞任により退任した場合は、その後任者が就任するまでなおその職務を行うものとする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第 12 条 役員がこの寄附行為に違反し、又はこの協会の名誉をき損した場合には、理事会及び評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合には、理事会及び評議員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(顧問)

第13条 この協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第14条 この協会に所要の職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 職員の服務及び給与については、理事会の議決を経て理事長が定める。

第4章 理事会

(理事会)

第15条 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、毎事業年度、定期的開催するほか、理事長が必要と認める場合に開催する。
- 3 理事の3分の1以上の者又は監事が、会議の目的たる事項を示して、理事長に対し、理事会の招集を請求した場合は、理事長は、その請求のあった日から30日以内に会議が開催できるように理事会を招集するものとする。
- 4 理事会の招集は、会日の7日前までに、その会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知してこれを行うものとする。
ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

(理事会の議決事項)

第16条 理事会は、この寄附行為に定める事項のほか次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 事務所の設置、変更及び廃止
 - (2) 業務方法書の制定、変更及び廃止
 - (3) 規定の制定、変更及び廃止
 - (4) 事業計画及び収支予算の作成及び変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 基本財産の普通財産への繰入れ
 - (7) その他この協会の業務の執行上特に重要な事項
- 2 理事会は、前条第4項の規定によりあらかじめ通知した事項に限り議決することができる。

(理事会の議決)

第17条 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ会議を開いて議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き、議長を除く出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決の特例)

第18条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、書面又は代理人により議決権を行使することができる。ただし、書面により議決権を行使する場合には、書面が会議の開催日の前日までにこの協会に到着しないときは無効とする。

- 2 前項の規定により議決権を行使する理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を理事会ごとに議長に提出しなければならない。

(理事会の特例)

第19条 理事長は、議事が軽微な場合には、書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。この場合、その結果について、すみやかに理事に通知しなければならない。

(議事録の作成)

第20条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席理事(書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること。)の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 評 議 員 会

(評議員会)

第 2 1 条 この協会に評議員会を置く。

2 評議員会は、5人以上9人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、理事長が招集し、その議長は、会議のつど評議員の中で互選する。

(評議員の委嘱)

第 2 2 条 評議員は、この協会の事業に関し、学識経験を有する者のうちから理事会において選任し、理事長が委嘱する。

(評議員の任期)

第 2 3 条 評議員の任期は、2年とする。

(評議員会の審議事項)

第 2 4 条 評議員会は、この寄附行為に別に定める事項のほか、理事長の諮問に応じ、重要事項を審議する。

(準 用)

第 2 5 条 第 1 1 条第 2 項・第 3 項及び第 4 項(役員の任期)並びに第 1 2 条(役員の解任)の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

2 第 1 5 条第 4 項(理事会の開催通知)、第 1 6 条第 2 項(理事会の議決事項)、第 1 7 条(理事会の議決)、第 1 8 条(表決の特例)及び第 2 0 条(議事録の作成)の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの条文中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第 6 章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第 2 6 条 この協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第 2 7 条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算を作成し、評議員会の同意及び理事会の議決を経、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業年度開始前に収支予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第28条 理事長は、毎事業年度終了後、3月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受け、評議員会の同意及び理事会の議決を経て、監事の意見と共に、農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(業務方法書)

第29条 第4条第1号に掲げる事業及び理事会が重要と認めた事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書の制定、変更及び廃止は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(管理費等の支弁)

第30条 この協会の管理費及び事業の遂行に必要な経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第31条 この協会が、資金の借入れをする場合には理事会の議決を経なければならない。

2 長期借入金の借入にあつては、前項の規定のほか、農林水産大臣の承認を得なければならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為の変更は、理事会において総理事の4分の3以上の多数をもってその旨を議決しなければならない。

2 前項の規定による寄附行為の変更は、農林水産大臣の許可を受けなければその効力を生じない。

(解 散)

第 3 3 条 この協会を解散しようとするときは、理事会において総理事の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ評議員の同意を得なければならない。

2 前項の規定によるこの協会の解散は、農林水産大臣の許可を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の処分)

第 3 4 条 この協会が解散した場合において残余財産があるときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(寄附行為その他の書類の備付け)

第 3 5 条 この協会は、寄附行為、業務方法書、諸規定、財産目録、役員及び評議員の名簿、理事会及び評議員会の議事録並びに業務関係書類を主たる事務所に常備して置かなければならない。

(規 程)

第 3 6 条 この寄附行為及び業務方法書に定める事項のほか、業務の執行、会計その他の必要な事項は、規程で定める。

附 則

この寄附行為は、この協会の設立の日(昭和 4 3 年 1 2 月 3 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の許可の日があった日(平成 1 8 年 4 月 2 1 日)から施行する。